

♡ 素敵な想いの時プラザをご利用ください ♡

児童の
素敵な想い

とにかく遊びたい
遊ぶのが大好き
色々な遊びを楽しみたい
違う学年の子と遊びたい
一人ではできない遊びもしたい
雨の日でも体を動かしたい
大人の人とも遊びたい
新しい遊びをみつきたい
友達と一緒に遊びたい

色々な子と遊んでほしい
用事で出かけるけれど、
家に一人にするのは心配
友達と遊びたいって言うけれど、
我が家には呼べない

一人で公園に行くのはなんだか心配
大人が見ていてくれる遊び場がないかな

ひとみしりする子だけれど
外でみんなと遊べるのか心配
遊んできた日の笑顔が最高

保護者の
素敵な想い

楽しく遊ぶ姿を見ていたい
安全に遊んでほしい
友達との遊びやけんかから
沢山学んでほしい
子どもたちの笑顔は
パートナーの笑顔の素
プラザパートナーは
素敵な想いで
見守っています

プラザ小和田のモットー

- ★ 子どもたちが安全で楽しく過ごせるプラザ
- ★ 保護者が安心して子どもを送れるプラザ
- ★ パートナー自身も楽しく過ごせるプラザ

プラザ小和田の連絡先

電話：070-3986-8087 (プラザ開催時間中のみ)
メール：plazakowada@gmail.com

ホームページ：

🔍 プラザ小和田



※プラザカードに記載していただく個人情報や、イベント申し込み時に登録していただく個人情報は、プラザ小和田の開催管理と緊急時の連絡以外には利用いたしません。
※プラザカードの取り扱いに関しては、ご家庭でお子さんにご指導いただきますようお願いいたします。

小和田小学校保護者の皆様、教職員の皆様

年間
保存版

プラザ小和田 利用ハンドブック

— 遊び場は放課後の体育館 —



『プラザ小和田』とは

茅ヶ崎市が文部科学省とともに推進している『放課後子ども教室推進事業』の一環として、市から委託されて、運営しています。

放課後の安全・安心な遊び場として学校の体育館を活用し、学校・地域・保護者が協力し、パートナーが児童の遊びを見守っています。

参加対象者は小和田小学校に通学している児童全員で、

利用料金は**無料**です。

開催場所：

小和田小学校 体育館

開催日：

4月中旬～翌年2月末
火曜日以外の体育館が空いている日

開催時間：

夏期 月・木 14:50～16:50
水・金 15:30～16:50
冬期 月・木 14:50～16:20
水・金 15:30～16:20

※最新の開催日時は、毎月発行する『プラザカード』でご確認ください。
※夏休み期間の開催も予定しています。

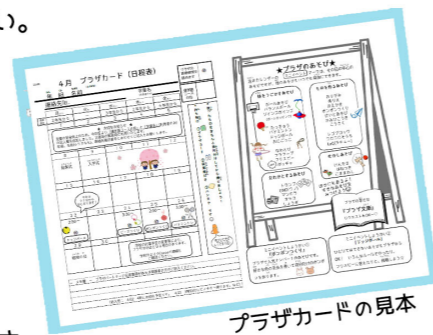


プラザ小和田
運営委員会
2026年4月版

■ プラザの利用のQ&A ■

● 『プラザカード』って何ですか？

学校経由で配付する毎月の日程表付きのカードです。参加時に持参させてください。このカードの目的は3つあります。



プラザカードの見本



- ① その月の開催予定と、プラザからご家庭への連絡事項を掲載
- ② 保護者の承諾を得て参加していることの確認の押印
 - ・カレンダー上の参加する日の㊦
 - ・直接参加を承諾している場合、該当欄の㊦
- ③ お子さんの学年・組・名前と緊急時に連絡のとれる電話番号、通学路コースの色、学童名(利用者のみ)を記入

緊急事態や災害時の点呼や、保護者への連絡に利用しますので記入は必須です。

- ※ カードの準備が間に合わない場合は、×モヤ連絡帳でもOKです。
- ③の各項目の記載と、承諾の<押印>をお願いします。

● 開催日時はどこでわかりますか？

正確な開催日時やイベント日は、『プラザカード』でご確認ください。緊急事態や災害等による急な変更時は、Cocoo等で学校から連絡していただく場合もあります。

● 『直接参加』とは何ですか？

学年と曜日によって、学校から直接参加できる日があります。授業終了後、プラザの開始時刻までに待ち時間のない学年が対象で、『プラザカード』に対象学年は記載してあります。勉強ができる『学習プラザ』コーナーもあるので、遊びの前に宿題も済ませられます。1年生は、安全の観点から学年前期(秋休み前まで)は直接参加できません。

● 持ち物は何かありますか？

必要なものは、①プラザカード、②体育館履き、③ハンカチの3点です。



暑い時期は水筒も忘れずに！

下校後は原則、教室棟へ児童は入れません。帰宅後の参加の場合は、体育館履きを自宅へ持ち帰るように声をかけてください。もし忘れて教室へ取りに行く場合は、必ず職員室に立ち寄るようにお伝えください。

- ※おもちゃやお菓子の持参は禁止しています。ボールやラケットも持参できません。
- ※忘れ物があった場合、記名のあるものは先生に預け、記名のない物は、学校の忘れ物置き場(来校者用玄関内)に届けます。

● 子どもが楽しく遊べるか心配です…

色々な遊具だけでなく、毎月ミニイベントも企画しています。遊びの詳細は『プラザカード』でご確認できますが、体をおもいっきり動かしたり、こつこつモノ作りをしたり。一人で遊ぶ児童もいれば、みんなで遊ぶ児童も。児童を見守る『パートナー』も遊びの相談にのったり、一緒に遊んだりするので、心配は不要です。

● 見学はできますか？

プラザは基本的には児童だけで参加する遊び場ですが、4・5月は保護者の見学月間とします。お子さんの遊びの様子を見学していただき、何か気になることがあれば『パートナー』にご質問ください。

● いつから参加できますか？

『プラザカード』を見て、お子さんが「プラザで遊びたい」と言った日から、いつでも自由にご参加ください。お子さんの様子を見て、無理なくプラザへ遊びに出してあげてください。



■ 保護者パートナー募集中 ■

* 茅ヶ崎市より報奨金(¥1,300/1回)の支給あり



児童を見守る『パートナー』を随時募集しています。お子さんと一緒にプラザに来ませんか？お子さんのプラザデビューが心配な方も『パートナー』として、一緒にプラザに参加できます。ご自身のお子さんと同様に、ケガがなく、楽しく遊ぶ事を配慮して児童を見守る事がお仕事で、特技は不要です。児童を暖かく見守ってくれる目と心があれば充分です。ご興味のある方は、当番の『パートナー』にお声掛けください。メールでのお問い合わせも大歓迎です。

■ 児童の安全のために ■

大勢の参加がある日は、普段は広々とした体育館が狭く感じることもあります。児童はのびのびと走り回り、飛び跳ねているため、衝突したり、滑って転んだりもしています。時には「ヒヤッ！」としたり、「ハッ！」とすることもあります。



プラザでは、参加児童の安全を第一に、事故防止には特に気を付けています。ケガ無く、楽しいプラザの実現のために、右の『プラザのやくそく』を守るよう指導しながら、見守っています。

また、プラザは放課後の学校施設を利用していますが、学校の管理ではありません。街の公園で遊ぶのと同様の扱いです。



プラザへの行き帰りの安全についても、ご家庭で十分にご指導のうえ、学校までの往復に不安な際は、保護者の方の送り迎えや近所の友だちと一緒に帰宅するなど、ご配慮をお願いいたします。

『プラザのやくそく』

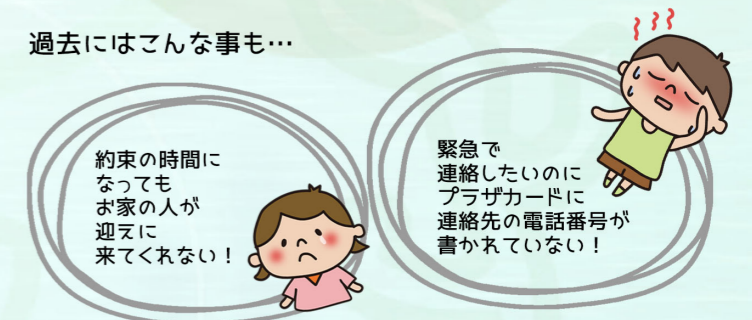
そとかいだんから たいいくかんにはいりましょう
たいいくかんばきをはきましよう
プラザカードをだして、なまえをかきましよう
もちものにはなまえをつけてもらいましよう
あそびまえ・あそんだあとに、てをあらいましよう

- あんぜんルール
- ・そこにははいらない
 - ・マットであそばない
 - ・ボールをけらない
 - ・ろくぼくはりょうてでしっかりつかまる

みんなでなかよくあそびましよう
おかたづけをしましよう
プラザカードをもらってかえりましよう

安全のため、『プラザのやくそく』についてご家庭でのご指導もお願いいたします。

過去にはこんな事も…



約束の時間になってもお家の人が迎えに来てくれない！

緊急で連絡したいのにプラザカードに連絡先の電話番号が書かれていない！

お子さんが困る事のないようご注意ください。

■ 地震の際は ■

茅ヶ崎市では、震度5弱以上の地震が発生した場合、市内小中学校が指定避難所として開設されます。プラザの活動も中止し、避難所が開設されるまではパートナーが児童に付添います。避難所が開設された後は、全ての参加児童を避難所に案内します。この際、プラザ側から保護者への連絡は原則行いません。避難所へ案内した場合、保護者は避難所まで迎えに来る必要がありますのでご承知おきください。※災害の状況によっては学校に児童を引き渡す事もあります。

震度4以下の地震が発生した場合、施設に目視できる破損がない時は活動を続けます。目視できる破損がある時は活動を中止し、保護者に連絡の後、児童を帰宅させます。



■ 児童向け保険 ■

茅ヶ崎市はプラザ参加児童全員を対象に『小学校ふれあいプラザ災害補償制度』に加入しています。プラザでのケガや事故で気になる際はパートナーまでご相談ください。

	保険内容
1 保険適用の範囲等	①プラザ参加のための往復時やプラザ開催中での怪我などに適用されます。プラザへの自転車利用時のケガなどには適用されますが、通常ルートと異なる寄り道などの際には対象外になることがありますので、お子さまへのご指導をお願いします。 ②プラザ中の財物(メガネ・洋服・所持品など)の破損・紛失等は、保険適用外です。 ③児童の間の喧嘩(けんか)による怪我や被服の損傷等は、保険の適用外となります。
2 手続きの手順	①保護者の申請により運営委員長は教育委員会青少年課に事故報告をします。(所定書式による) ②茅ヶ崎市青少年課が保険会社に事故の報告し、保険適用の可否について青少年課から保護者宛に連絡があります。 ③保険金適用の対象と判断された場合は、青少年課から保険金請求書が送付されます。 ④保護者が保険金請求書に必要事項を記入し、治療時の領収書と通院した病院の診察券のコピーを添付して青少年課に提出します。(郵送でも可)
3 支払われる保険金額	①通院見舞金 ケガ 3,000円/日額 特定疾病 1,000円/日額 ②入院見舞金 ケガ 5,000円/日額 特定疾病 2,500円/日額 ③通院見舞金は、事故日から180日を限度として90日分まで保険金支払い対象となります。 ④入院見舞金は、事故日から180日を限度として保険金支払い対象となります。 ⑤保険金は、保護者が指定した口座に振り込まれます。